

湖南省高齡者等スマートフォン教室実施業務委託
仕様書

行財政改革推進課 ICT推進室

令和4年11月

1. 業務名

湖南省高齡者等スマートフォン教室実施業務委託

2. 事業概要

この業務は、高齡者等を対象とした「スマートフォンの基本的な利用」や、生活における安全性の観点からスマートフォンの利用における「セキュリティ対策」に重点を置いた講座を実施することで、高齡者層等のスマートフォン等、デジタル技術の利活用推進につなげることを目的とする。

3. 履行期間

契約日から令和5年3月28日まで

4. 履行場所

湖南省各まちづくりセンター（8施設、所在等は別紙のとおり）

5. 業務内容

- ①事業目的である高齡者等のスマートフォン操作に関する問題の解決を図るための効率的な手法を検討し、その手法に適した人員構成でスマートフォン教室を実施すること。
- ②1コマあたり60分、参加者5～10名程度の教室を全24コマ実施すること。コマ数の内訳は8施設×3講座とし、実施日時は本市と協議の上決定し実施するものとする。
- ③講座の実施にあたって講師は、高齡者等に対してデジタル機器・サービスの利用方法等を適切に有する者に担当させること。
- ④講座は原則対面での実施とし、参加者5～10名に対して講師1名ならびに、受講者の操作等を補助するアシスタント1名以上を配置し、受講者へのサポートが適切に行渡る体制で実施すること。
- ⑤講座を企画し、参加受付、カリキュラム及び教材の準備、講師及びアシスタントの手配、機材その他資材等の調達、設営撤収、アンケートの実施等の業務を行うこと。
また、講座毎に持ち帰り可能な製本されたテキストを作成すること。
- ⑥講座は難易度に応じ3段階の講座を開催するものとし、以下の例に示したものを含むものとする。内容の詳細は本市と協議の上決定し実施するものとする。
 - ・電源を入れる　・電話のかけかた　・文字入力のやりかた　・メールの送受信
 - ・インターネットの閲覧　・カメラの使い方　・QRコードの読み取り方
 - ・アプリのダウンロード　・LINEの使い方　etc
- ⑦講座では貸出用端末を用意し、貸出用端末を用いて講習を行うこと。端末のOSはAndroidまたはiOSとし、スペックは講座で利用するにあたって必要充分であること。
- ⑧講習中に利用するインターネットに接続できる環境を整備すること。

- ⑨講座が終了した受講者に対してアンケート調査を行い、受講者の理解度や講座への評価等を測定すること。また、アンケートの結果を取りまとめ、業務完了時に実施報告書として提出すること。
- ⑩講座の実施 1 ヶ月程度前から参加者予約の受付ができる体制(コールセンター等)を設置し、電話にて参加者の受付等を行うこと。また、講座の受付状況等は定期的に当市に報告すること。
- ⑪講座の実施にあたり、広報用のチラシ・ポスター用のデータを作成し提供すること。印刷や配布については本市で行うものとする。
- チラシ・ポスターは以下の例に示した内容を含むものとし、詳細は本市と協議の上決定し作成するものとする。
- ・ 講座の開催日時、場所 ・ 各講座の大まかな内容 ・ 参加申込先の電話番号
 - ・ 質問等を行う先の電話番号(参加申込先と同一でも可) etc

6. 再委託

- ①本業務の委託契約部分に係る業務の全部または一部の処理を第三者に委託する場合あらかじめ書面による再委託に係る本誌の承認を得ること。
- ②受託者は、再委託先の行為について、全責任を負うこと。

7. 留意事項

①業務体制

本事業を実施するにあたり、十分な人員を確保すること。また、講座の実施にあたり、適宜、市と連絡し、調整を行うこと。

②新型コロナウイルス感染症対策

講座の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止策に十分配慮すること。具体的には講師、アシスタント及び受講者への検温、アルコール消毒、名簿の記入等を行うこと。

受託者が用意する講師及びアシスタントに、新型コロナウイルス感染や濃厚接触者の可能性が出た場合、保健所の指示に従い、講座開催等を市と協議すること。

③講座延期・中止の決定

新型コロナウイルス感染症や災害等の影響により、市が延期・中止の決定をする場合、受託者はその指示に従うこと。延期決定の場合は、実施期間内で日程を調節して講座を実施すること。

④事業の実施に係る各施設の利用率については、本市で負担するものとする。

8. その他

- ①受注者は、業務の実施に当たっては関係法令を遵守しなければならない。

- ②受注者は、本件の履行に関して知り得た情報について、本契約の履行以外の目的での使用、第三者への開示漏洩を行わないこと。
- ③本仕様書に記載されていない事項について疑義が生じた場合、双方協議のうえ、対応について決定するものとする。

9. 本仕様に関する問い合わせ先

湖南省 行財政改革推進課 ICT推進室 高田

メール：ict@city.shiga-konan.lg.jp

T E L：0748-71-2350（直通）

F A X：0748-72-3390